

2 債権確認調査決定(変更)決議書

債権確認調査決定(変更)決議書

No. \_\_\_\_\_

平成 年度	厚生労働省所管	決定する。 歳入徵収官	副署長	課長	補佐	係長	係	発議	・
労働保険特別会計	労災勘定							決議	・
歳入科目	(款) 雜収入 (項) 雜収入 (目) 雜入							事務	納入告知書発行
債権の種類	損害賠償金債権							処理	債権管理簿登記
債権の発生年度	平成 年度							登記	徵収簿登記
債権発生の原因	労災保険法第12条の4による損害賠償金								
本人	住所							保険会社等	名称
使用者	氏名							所在地	
住 所									
氏名又は名称			法人の場合は代表者氏名					履行期限	
金額	円							・	

算定基礎内訳 ①(全事案について記入)

区分 項目	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払 年月日
療養(補償)給付		自至(日分)	
休業(補償)給付 給付基礎日額 (円)		自至(日分)	
傷病(補償)年金			
年金 障害(補償)給付 一時金 前払一時金			
年金 遺族(補償)給付 一時金 前払一時金		受給者名 続柄	
葬祭(料)給付		受給者名 続柄	
介護(補償)給付			
前回請求時までの額			
計 (1)	(A)		
その他の人的損害(慰謝料等)			
計 (2)			

算定基礎内訳 ③(自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険 (共済)金額(K)	示談額又は 既払額(L)	円
求償可能限度額(K)-(L) (M)		円
請求金額(N)		円

算定基礎内訳 ②(自賠責単独以外の事案について記入)

被災者の損害額 (B)	相手方(あなたの側) の損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外 の損害賠償受領額 (D)
(1)	(B)	(C)
(2)	(B)	(C)
過失割合 (被災者①/相手方②)	被災者の過失相殺後の 損害額((B)×(E)②) (F)	被災者の請求可能額 ((F)-(C)×(E)①-(D)) (G)
/		
政府の求償権取得額(A) と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額(H)-(I) (J)

連絡等事項 備考	保険給付(継続中・完了)
-------------	--------------